大和市告示第１７０号

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成２４年大和市条例第２７号）第１４条第２項の規定により、小規模貯水槽水道検査機関を次のとおり指定した。

令和８年１０月２７日

大和市長　古谷田　　力

１　指定した日

令和８年１０月１日

２　指定した者

| 名　称 | 主たる事業所の所在地 | 検査の業務の開始年月日 |
|---|---|---|
| 株式会社ケイ・エス分析センター | 大阪府富田林市錦織南二丁目９番２号 | 令和８年１０月１日 |